

付 属 南海トラフ地震防災対策推進計画

1 章 総則

第 1 節 推進計画の目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下、「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定により、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、当該地域における地震・津波防災体制の推進を図ることを目的とする。

第 2 節 推進地域

本市は、南海トラフ特措法第3条第1項の規定に基づき指定されている。（平成26年3月31日内閣府告示第21号）

第 3 節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱推進地域

本市に係る地震・津波防災に関し、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1部総則 第4節 4－3 防災関係機関の責務・役割」に掲げる内容とする。

第 2 章 地震発生時の応急対策等

第 1 節 組織

地震が発生し、又は発生のおそれがある場合には必要な組織動員をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意することとし、その体制については、「第2部災害予防・応急対策 第1章 活動体制」によるものとする。

第 2 節 地震発生時の応急対策

地震発生時の応急対策については、「第2部 災害予防・応急対策」によるものとする。

第 3 章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第 1 節 津波からの防護

津波からの防護については、「第8章 社会基盤施設の耐震化等～第12章 消防体制」によるものとする。

第 2 節 円滑な避難の確保

津波からの円滑な避難の確保については、「第3章 災害広報」「第5章 避難・安全確保」「第10章 津波対策」によるものとする。

第 3 節 迅速な救助に関する事項

迅速な救助については、「第4章 活動拠点等の確保」「第12章 消防体制」「第13章 医療・救護」によるものとする。

第 4 章 防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項については、「第2章 協働・協力体制」「第3章 災害広報」「第7章 防災教育・」訓練」によるものとする。

第5章 地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項については、「大阪府地震防災緊急事業五箇年計画」及び「大阪市地域防災アクションプラン」によるものとする。（「第1節 計画の方針 1－9 計画の習熟及び推進～1－12 地震被害軽減のための調査研究」「第2節 市域の概況」「第3節 災害想定・被害想定」参照）

第6章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第1節 目的

国や地方公共団体、企業等が、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年5月31日）に基づく防災対応をとりやすくするため、気象庁は、「南海トラフ地震に関連する情報」として、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する。
この計画では、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の、本市の組織体制や情報伝達体制等の対応について定める。

第2節 対応方針

2－1 「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は以下の2点となっている。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

2-2 南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

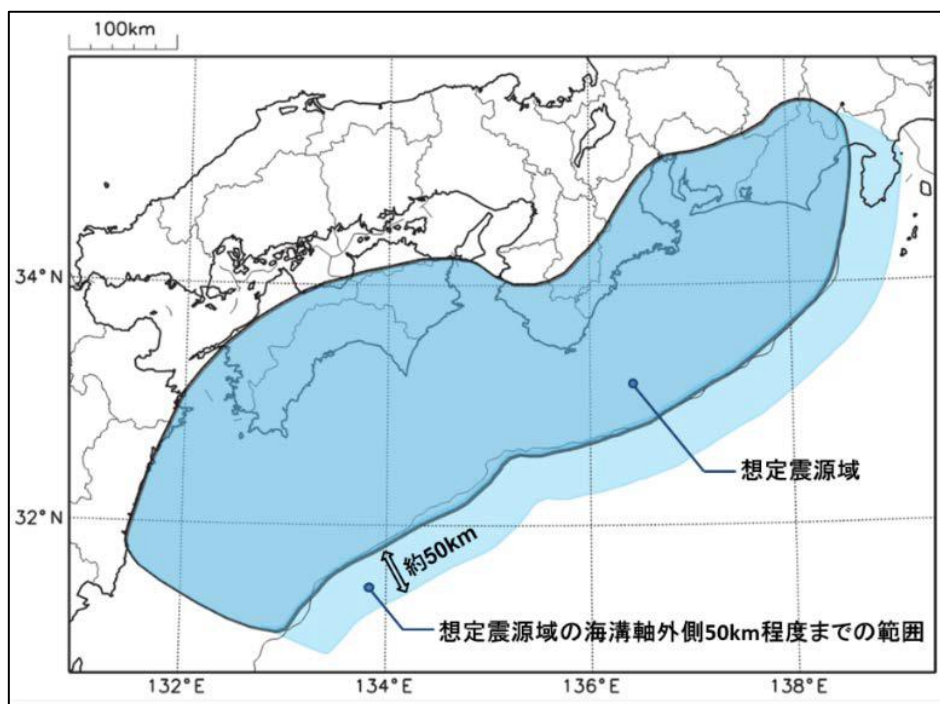
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内^{※1}において、モーメントマグニチュード^{※4}7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲（下図参照）

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

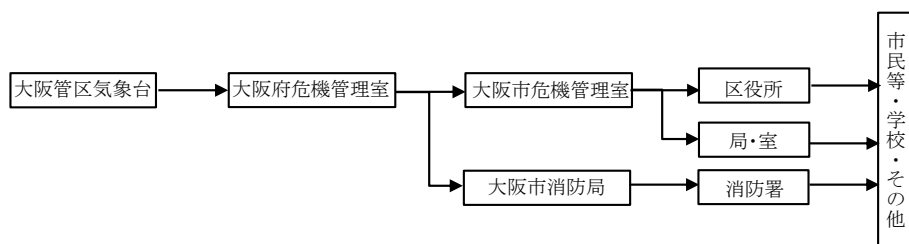


2-3 「南海トラフ地震臨時情報」発表時の措置

本市においては、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の情報収集・連絡体制の整備や、住民への広報、所管する防災上重要な施設等がある場合には必要に応じ、これらの点検、大規模地震発生後の災害応急対応の確認など、地震と地震発生に伴う津波への備えを徹底するものとする。

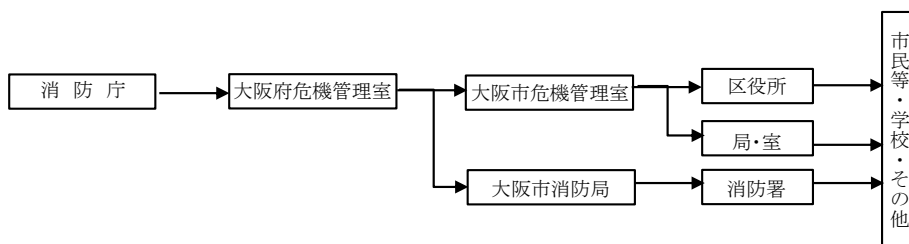
(1) 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達情報及び伝達系統

ア 南海トラフ地震臨時情報 注)



注) 南海トラフ地震臨時情報は、必要に応じて市民等に情報発信を行う。

イ 関係省庁災害警戒会議※の情報



※ 関係省庁災害警戒会議：関係省庁の職員が参集し、関係省庁による今後の取り組みを確認するとともに、内閣府は国民に対して、今後の備えについて呼びかけを行う。

2-4 警戒態勢の準備

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）の発表に備えて、必要な体制等の準備を行う。

また、危機管理室は、国や大阪府からの情報収集を行うとともに、区役所や局・室等への情報伝達、留意事項の周知を行う。

2-5 警戒態勢の確立

本市においては、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）の発表があった場合、警戒活動を行うために、市災害対策警戒本部及び区災害対策警戒本部を設置する。

各所属における体制は所属で定める情報連絡体制を基本とする。なお、市災害対策警戒本部及び区災害対策警戒本部の設置後における本部会議の開催、本部員等の参集、動員等については、気象庁の情報や国・大阪府の体制・対応内容を考慮して、市災害対策警戒本部を設置する危機管理室にて検討する。

各区役所及び局・室においては、大規模地震発生後の災害応急対応の確認、所管施設及び必要な資器材等の準備・点検を行い、地震と地震発生に伴う津波への備えを徹底する。

また、市民等に対して、地震と地震発生に伴う津波への備えについての再確認を目的とした呼びかけや混乱防止のための広報を行う。